

# 省エネ住宅普及促進事業 横浜市集会所エコリノベーション補助制度実施要領

制 定 建住政第3546号 令和4年4月12日

最近改正 建住政第74号 令和5年4月13日

(目的)

第1条 この要領は、「省エネ住宅普及促進事業 横浜市集会所エコリノベーション補助制度要綱」(以下「要綱」という。)に基づき実施される事業に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(エコリノベーション等工事)

第2条 要綱第2条第3号の規定により、市長が定める工事は、要綱第3条第1項第1号に掲げる工事にあつては別表に掲げる「A. 断熱工事」、要綱第3条第1項第2号に掲げる工事にあつては別表に掲げる「A. 断熱工事」及び「B. 断熱改修工事」並びに「C. 設備工事」とし、要綱第3条第1項第1号及び第2号に掲げる工事に応じ、次の各号の要件を満たすものとする。

- (1) 要綱第3条第1項第1号に掲げる工事を行う場合 別表に掲げる「A. 断熱工事」において、居室1室以上の全ての開口部に断熱性能の高い製品の導入を行う工事。
  - (2) 要綱第3条第1項第2号に掲げる工事を行う場合 別表に掲げる「A. 断熱工事」及び「B. 断熱改修工事」において、居室1室以上の全ての開口部の断熱改修を行う工事。
- 2 補助金の交付の申請を行う者は、補助金交付申請書の提出の際に補助申請額の内訳表(要領第1号様式)を併せて提出するものとする。

(普及啓発)

第3条 要綱第13条の規定により、市長が求める協力は、次の各号とする。

- (1) サーモカメラ等により、改修前及び改修後の室内外表面温度の撮影
  - (2) 横浜市が行う省エネ普及促進事業の普及啓発の会場及び事例として無償提供
  - (3) 改修内容、改修前及び改修後の写真及び図面並びに各種データ等の公表
  - (4) その他アンケートなどの普及啓発活動への参加等
- 2 補助金の交付の申請を行う者は、補助金交付申請書の提出の際に省エネ住宅普及促進事業の普及啓発に係る同意書(要領第2号様式)を併せて提出するものとする。

(その他)

第4条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は建築局長が別に定める。

附 則

(施工期日)

- 1 この要領は、令和4年4月12日から施行する。
- 2 この要領は、令和5年4月13日から施行する。

別表 補助対象建材・設備等及び補助金額の一覧

			補助対象建材・設備等 及び 補助金額 (※1)	仕様・備考
A. 断熱工事	開口部の工事	窓	<p>■外窓交換(※2) : 大 5.0 万円、中 3.0 万円、小 2.5 万円 /箇所</p> <p>■内窓設置 : 大 3.0 万円、中 2.0 万円、小 1.0 万円 /箇所</p>	<p>■以下の事業に登録されている建材であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般社団法人 環境共創イニシアチブ (以下「SII」という) の「次世代省エネ建材支援事業」及び「高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業」</li> <li>公益財団法人北海道環境財団の「既存住宅における断熱リフォーム支援事業」</li> <li>国土交通省の「こどもエコすまい支援事業」(対象製品のうち、性能区分がP/S/A/Bのもの。)</li> <li>経済産業省及び環境省の「先進的窓リノベ事業」</li> </ul> <p>■上記のほか、熱貫流率が 2.3W/(㎡・K)以下の建材であること。</p> <p>■窓の寸法により補助金額が異なる</p> <p>大 :2.8 ㎡以上 中 :1.6 ㎡以上 2.8 ㎡未満 小 :0.2 ㎡以上 1.6 ㎡未満</p>
		ドア	<p>■玄関ドア等の交換 : 大 8.0 万円、小 3.5 万円 /箇所</p>	<p>■以下の事業に登録されている建材であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>SII の「次世代省エネ建材支援事業」及び「高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業」</li> <li>公益財団法人北海道環境財団の「既存住宅における断熱リフォーム支援事業」</li> <li>国土交通省の「こどもエコすまい支援事業」(対象製品のうち、性能区分がP/S/A/Bのもの。)</li> </ul> <p>■上記のほか、熱貫流率が 2.3 W/(㎡・K)以下の建材であること。</p> <p>■ドアの種別、寸法により補助金額が異なる。</p> <p>&lt;開戸&gt; 大:1.8 ㎡以上 小:1.0 ㎡以上 1.8 ㎡未満 &lt;引戸&gt; 大:3.0 ㎡以上 小:1.0 ㎡以上 3.0 ㎡未満</p>
B. 断熱改修工事	開口部の工事	<p>■ガラス交換 : 大 1.2 万円、中 0.9 万円、小 0.3 万円 /枚</p>	<p>■以下の事業に登録されている建材であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>SII の「高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業」</li> <li>公益財団法人北海道環境財団の「既存住宅における断熱リフォーム支援事業」</li> <li>国土交通省の「こどもエコすまい支援事業」(対象製品のうち、熱貫流率が 1.7 W/(㎡・K)以下の建材(GF/GE/GD/GC/GB/GA2/GA/GFS/GES/GDS/GCS/GBS/GA2S/GBS/GA2S/GAS/R3/R2/R1/W1/WB/WAのもの)であること)</li> <li>経済産業省及び環境省の「先進的窓リノベ事業」</li> </ul> <p>■上記のほか、熱貫流率が 1.7 W/(㎡・K)以下の建材であること。</p> <p>大 :1.4 ㎡以上 中 :0.8 ㎡以上 1.4 ㎡未満 小 :0.1 ㎡以上 0.8 ㎡未満</p>	

	既存床・外壁・屋根の断熱改修	<ul style="list-style-type: none"> <li>■床 : 1,000 円 /m<sup>2</sup></li> <li>■外壁 : 800 円 /m<sup>2</sup></li> <li>■屋根(天井) : 800 円 /m<sup>2</sup></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■床・外壁・屋根(天井)の各々の施工範囲は、自治会館等全体の範囲であること。</li> <li>■施工後の各部位の熱貫流率または熱抵抗値が現行の住宅の省エネ基準以上の性能となること。</li> <li>■補助金額の算出には断熱材使用面積を用いること。</li> </ul>
C. 設備 工事	創エネ設備の導入(新設・改修)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■太陽光発電設備</li> <li>■蓄電システム</li> </ul> <p>(太陽光発電設備設 : 3.0 万円 /種類と合わせて導入する場合に限る。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■太陽光発電設備は 3.0kW 以上であること。</li> </ul>

※1 補助対象建材・設備等の購入費用(消費税及び地方消費税相当額を除く)が補助金額未満の場合は、購入費用から千円未満を切り捨てた額を補助金額とする。

※2 古いサッシを窓ごと取り外し、新しい断熱窓を取り付ける工事。

※3 要綱第3条第1項第1号のエコリノベーション等工事を行う場合は、別表中「交換」とあるのは「導入」と読み替えるものとする。

要領第1号様式（第2条第2項）

補助申請額の内訳表

補助対象建材・設備等			補助金額		数量		補助申請額	
A. 断熱工事	開口部の工事	窓	外窓交換	大	5.0万円/箇所		箇所	円
				中	3.0万円/箇所		箇所	円
				小	2.5万円/箇所		箇所	円
		窓	内窓設置	大	3.0万円/箇所		箇所	円
				中	2.0万円/箇所		箇所	円
				小	1.0万円/箇所		箇所	円
	ドア	玄関ドア等の交換	大	8.0万円/箇所		箇所	円	
			小	3.5万円/箇所		箇所	円	
B. 断熱改修工事	開口部の工事	ガラス交換	大	1.2万円/枚		枚	円	
			中	0.9万円/枚		枚	円	
			小	0.3万円/枚		枚	円	
	既存床・外壁・屋根の断熱改修	床		1,000円/m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	円	
		壁		800円/m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	円	
屋根(天井)			800円/m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	円		
C. 設備工事	省エネ・創エネ設備の導入(改修・新設)	太陽光発電設備				種類	円	
		蓄電システム(太陽光発電設備設と合わせて導入する場合に限る)		3.0万円/種類		種類	円	
「A. 断熱工事」の合計補助申請額 (①)							円	
「B. 断熱改修工事」の合計補助申請額 (②)							円	
「C. 設備工事」の合計補助申請額 (③)							円	
①と②と③の合計額 (④) ※千円未満の端数切捨て							円	
要綱に基づく補助上限金額 (⑤)							400,000 円	
補助申請額 (④と⑤のいずれか小さいほうの額)							円	

横浜市長

申請者（所有者・管理組合等）

〒

住 所

氏 名（法人である場合は法人名及び代表者氏名）

電 話 （ ）

省エネ住宅普及促進事業の普及啓発に係る同意書

私は、省エネ住宅普及促進事業横浜市集会所エコリノベーション補助制度要綱に基づき実施される補助申請にあたり、要綱第13条の普及啓発活動及び広報活動の一環として下記の内容について同意いたします。

- 1 サーマカメラ等により、改修前及び改修後の室内表面温度の撮影への協力を了承します。
- 2 横浜市が行う省エネ普及促進事業の普及啓発の会場及び事例として無償提供することを了承します。
- 3 改修内容、改修前及び改修後の写真及び図面並びに各種データ等をパンフレットやホームページ、展示パネル等に使用することを了承します。
- 4 その他省エネ実践行動やアンケート等の参加等に協力します。

上記に関する連絡先

携帯電話	
Eメールアドレス	

【連絡先について】

次年度以降もアンケート調査や効果検証等にご協力いただく場合がありますので連絡先の記入をお願いします。なお、いただいた個人情報は本目的以外には使用しません。